

## 平成 16 年度第 2 回理事会議事録

日 時：平成 16 年 6 月 26 日（土）10:00～16:00

会 場：全共連ビル別館 コンベンションホール

出席者：

会 長：藤井 信吾

副会長：田中 憲一、丸尾 猛

理 事：麻生 武志、石塚 文平、石丸 忠之、伊藤 昌春、稲葉 憲之、植木 實、  
大濱 紘三、岡村 州博、落合 和徳、嘉村 敏治、木下 勝之、工藤 隆一、  
佐藤 章、武谷 雄二、星 和彦、本庄 英雄、村田 雄二、和氣 徳夫

監 事：荒木 勤、藤本征一郎、

幹事長：吉田 幸洋

幹 事：植田 政嗣、小田 瑞恵、小原 範之、刈谷 方俊、小林 浩、古山 将康、  
澤 倫太郎、清水 幸子、杉浦 真弓、高桑 好一、早川 智、阪埜 浩司、  
平川 俊夫、平田 修司、藤森 敬也、村上 節、矢野 哲

総会議長：清川 尚

総会副議長：足高 善彦、松岡幸一郎

専門委員会委員長：深谷 孝夫

顧問弁護士：平岩 敬一

事務局：荒木 信一、桜田 佳久、小山 圭子

配付資料：

定款、定款施行細則

平成 15 年度臨時理事会議事録（案）

平成 16 年度第 1 回理事会議事録（案）

庶務 1：日本産科婦人科学会役員・幹事・各委員会委員名簿

庶務 2-1：大谷徹郎会員への除名手続きの通知及び兵庫地方部会への連絡

庶務 2-2：大谷徹郎会員の除名に関わる報道

庶務 2-3：大谷徹郎元会員が本会を提訴した記事

庶務 2-4：提訴に係る本会のコメント

庶務 3：特許庁への指定学術団体申請に関わる参考資料

庶務 4：厚生労働省からの「陣痛促進剤の使用に関するガイドライン作成について（依頼）」

庶務 5：厚生労働省からの「先天性風疹症候群の発症防止について」

庶務 6：厚生労働省からの「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」

庶務 7：厚生労働省からの「B型肝炎母子感染防止対策の周知徹底について」

庶務 8：厚生労働省医薬食品局審査管理課長からの「プレオマイシン、エトポシド、シスプラチンの胚細胞腫瘍に関する効能追加に伴う適正使用の推進について」

庶務 9：公開シンポジウム「周産期医療発展のための問題点ー若手産科小児科医師確保に向けての対策ー」

庶務 10-1：内閣府からの「ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する見解」に基づいて登録された研究題目、研究目的、研究材料のテーマ提供依頼の書面

庶務 10-2：阪埜幹事からの内閣府第 33 回生命倫理専門調査委員会の傍聴レポート及び資料（含本会「ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究」研究題目、目的・方法、材料）

庶務 10-3：生命倫理調査会「ヒト胚の取り扱いに関する基本的考え方（最終報告書素案）」

庶務 10-4：最終報告書素案に関する報道  
庶務 10-5：ヒトクローン胚作り容認に関する報道  
庶務 11：日本産婦人科医会からの「医療事故・過誤防止事業」に対する協力依頼の書面  
庶務 12：日本学術会議改革に関わる資料  
庶務 13：日本内科学会他 3 学会の「診療行為に関連した患者死亡の届出について～中立的専門機関の創設に向けて～」の共同声明及び本会へのアンケート  
庶務 14：日本婦人科腫瘍学会からの「コルポスコピー所見改定案」  
庶務 15：日本婦人科腫瘍学会ガイドライン作成委員会からの「卵巣がん治療ガイドライン案」  
庶務 16：8 学会合同禁煙ガイドライン作成委員会による本会に関わるガイドライン作成（案）」  
庶務 17：日本周産期・新生児医学会記念式典  
庶務 18：日本生殖補助医療標準化機関（JISART）のガイドライン作成の報道  
会計 1：平成 15 年度決算に関わる資料一式  
学術 1：第 56 回学術講演会のまとめ  
学術 2：第 56 回学術講演会担当校報告書  
学術 3：第 57 回総会ならびに学術講演会日程表（案）、プログラム（案）  
学術 4：JOGR 誌第 29 巻掲載 IS Open Announcement  
学術 5：IS Call for Papers（案）  
学術 6：第 57 回学術講演会一般演題増員レフリー該当者一覧  
学術 7：演題分類コード案  
学術 8：第 57 回学術講演会一般演題応募要項（案）  
学術 9：機関誌第 56 巻 8 号、10 号会告（案）  
学術 10：総会会場固定化準備委員会からの提言（案）  
学術 11：日本医師会医学賞、神澤賞、上原賞、朝日賞推薦依頼書  
編集 1：「産婦人科研修の必修知識」の目次  
渉外 1：AOFOP PPH INITIATIVE 計画の書面  
社保 1：「効能・効果」「用法・用量」追加  
社保 2：適応拡大を求める薬剤  
社保 3：外保連関連資料  
専門医制度 1：日本感染症学会の感染症専門医制度規則及び施行細則  
専門医制度 2：日本産科婦人科学会専門医制度卒後研修目標  
専門医制度 3：平成 16 年度日本産科婦人科学会認定二次審査実施要領  
倫理 1：大谷徹郎会員宛「着床前診断に関する臨床研究施設認可申請書」の返却書面  
倫理 2：兵庫県連絡委員宛大谷産婦人科における着床前診断に関与した医師の調査報告依頼  
倫理 3：大谷産婦人科における施設登録申請書類等  
倫理 4：香川地方部会長宛「死亡した夫の凍結保存精子を用いた出産」についての調査、報告依頼と回答  
倫理 5：「死亡した夫の凍結保存精子を用いた出産」を実施した医師に対する照会と回答  
倫理 6：「死亡した夫の凍結保存精子を用いた出産」を実施した医師に対する本会の対応  
倫理 7：本会会告の見直しに関する意見伺い  
倫理 8：胚提供による生殖補助医療に関する見解  
倫理 9：会告集  
倫理 10：骨髄提供へ選別出産についての報道（米国）  
倫理 11：着床前診断を巡っての公開シンポジウムプログラム

倫理 12 : (社) 日本筋ジストロフィー協会全国大会  
倫理 13 : 「ヒトの体外受精・胚移植の臨床応用の範囲」についての見解  
倫理 14 : これまでの着床前診断申請に関わる参考資料  
倫理 15 : 着床前診断に関する倫理審議会答申書  
倫理 16 : 名古屋市立大学から申請された着床前診断についての「着床前診断に関する審査小委員会」からの答申  
倫理 17 : 慶應義塾大学から申請された着床前診断についての「着床前診断に関する審査小委員会」からの答申  
倫理 18 : 着床前診断の承認に関する報道とそれに対する本会のコメント  
倫理 19 : 着床前診断答申に関しての抗議  
学会のあり方検討委員会 : 学会のあり方検討委員会答申書ー平成 15 年度活動内容についてー  
学会のあり方検討委員会 1 : 学会のあり方検討委員会のアンケート「産婦人科医における医師充足度に関する実態調査の分析結果」と関連報道  
広報 1 : 平成 15 年度本会主催公開講座アンケート結果  
広報 2 : 地方部会担当公開講座平成 15 年度実績及び平成 16 年度予定  
広報 3 : 登録業務一元化に向けての中間報告  
広報 4 : NHK、朝日新聞からの取材申し込み  
広報 5 : 第 57 回日本産科婦人科学会主催市民公開講座概要  
生殖評価機構検討委員会 1 : 委員長及び委員候補者氏名等  
担当校 1 : 第 57 回日本産科婦人科学会総会並びに学術講演会生涯研修プログラム (案)

午前 10 時 00 分、理事総数 23 名中 20 名が出席、定足数に達したので、藤井会長が開会を宣言した。

#### I. 「FIGO Fistula Initiative」の CD-ROM のプレゼンテーション

議事に先立ち「FIGO Fistula Initiative」の CD-ROM の上映を行った。

藤井会長が議長となり、議事録署名人として、落合和徳、岡村州博の常務理事の 2 名を指名し、承認を経て議事に入った。

． 平成 15 年度臨時総会議事録、平成 16 年度第 1 回理事会議事録の確認  
上記議事録 (案) が示され原案の通り承認された。

． 業務担当常務理事報告並びに関係協議事項  
渉外担当の村田理事が途中退席するため、まず渉外の報告並びに協議を行った。

#### 1) 渉外 (村田雄二理事)

[ FIGO 関係 ]

第 18 回大会が 2006 年 11 月 5 日～ 10 日にクアラルンプールで開催される旨の書状を受領した。

FIGO 事務局から、本会が郵送した本会理事のリストを受領した旨の e-mail を受領した。

Prof. Luis Cabero-Roura FIGO 副会長より、FIGO-IFFS Joint Conference (2004

年 11 月 5~6 日、バルセロナ) のホ - ムペ - ジ開設の案内の e-mail を受領した。

International Agency for Research on Cancer (IARC) より HPV testing に関する WHO recommendations が発表されたとの連絡を受けた。

FIGO 事務局より、「FIGO Fistula initiative」の CD-ROM の日本語版を作成したいため、説明文の和訳とナレ - タ - の推薦依頼の文書を受領した。

本件に関して、**村田理事**より「日本でもボランティアベ - スでナレ - ションを付けていただきたいと要請されている」旨説明がされた。藤井会長より、翻訳について、学会から予算措置をして翻訳をすることが提案され、了承された。

FIGO の事務局が移転した。

FIGO より会報 1 号を Official Journal とともに受領した。

#### [ AFOG 関係 ]

4 月 28 日にソウルにて次回学会の Program Committee があり、International-Local Joint Scientific Committee が開催され、村田理事が出席した。

AFOG の Secretary General の Prof. Sumpaico より FIGO の分巻第 3 期に関する宣言を受け、AFOG PPH INITIATIVE を計画したいとの書状を受領した。[ 資料：涉外 1 ]

**村田理事**より「日本がこの活動に積極的に参加して、とくにバングラデシュのパ - トナ - になっていただけないか、と要請され、具体的には、日本から実情の視察団や教育のための人員を派遣することが改めて要請される」旨説明があった。この点について藤井会長より、意見が求められ、了承された。

スリランカ産科婦人科学会会長 Dr. Marlene Abeyewardene から、本会新役員の報告のお礼と 2 国間の協調を期待する旨の書状を受領した。

インド産科婦人科学会より、新役員リストを受領した。

タイ産科婦人科学会から、第 19 回大会 (10 月 20 日 ~ 22 日) がオセアニア産婦人科学会とジョイントで開催される旨の通知を受領した。

バングラデシュ産科婦人科学会より、新役員リストを受領した。

#### [ ACOG 関係 ]

4 月 12 日の学会中に、ACOG/JSOG の Joint Meeting が開催され、本会より藤井会長、落合理事、村田理事ならびに古山幹事が参加し、両会の共通問題が討議された。

ACOG の Annual Meeting が 5 月 1 日 ~ 5 日にフィラデルフィアで開催され、本会より藤井会長、落合理事、佐藤理事ならびに藤森幹事が参加した。

ACOG の electronic member の会費について

**藤井会長**より「フィラデルフィアでの会談の結果、一人あたり年間 1 ドルで ACOG の electronic member になることができると約束していただいた」との発言があった。この件について意見が求められ、了承された。

藤井会長より「2006 FIGO 大会の pre-congress meeting (香港) に本会が organizer として参加することが要請されたがよろしいか」との発言があり、了承された。

藤井会長より「ACOG の会長、副会長、前会長、事務総長が来年の京都の学会に参加するので、ラウンドテーブルを 4 月 1 日に設定することを予定している。また、4 月 1 日に専門医になる前の医師達を合宿形式で集めることを予定しているが、その場に ACOG から 10 名の若手医師が参加することになった。さらに、来年 5 月に日本から 10 名の若手医師を ACOG に参加させたい、それについては後ほど協議していただきたい」との発言があった。

[その他]

All India Congress of Obstetrics and Gynaecology 2005 (1 月 6 日～ 9 日、Aurangabad) の案内を受領した。

The 3rd Asia Pacific Conference on Evidence-Based Medicine (11 月 26 日～ 28 日、香港) の案内を受領した。

JOGR 誌の 2003 年のインパクトファクタ - が 0.452 との報告を受領した。

引き続き倫理の報告並びに協議を行った。

## 2) 倫理委員会 (田中憲一委員長)

(1) 本会の見解に基づく諸登録 (5 月 31 日現在)

ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録 : 85 施設

体外受精・胚移植、および GIFT の臨床実施に関する登録 : 613 施設

ヒト胚および卵の凍結保存と移植に関する登録 : 465 施設

パ - コ - ルを用いての XY 精子選別法の臨床実施に関する登録 (機関誌 46 巻 8 号において登録一時中止以来登録なし、通算 17 施設)

顕微授精の臨床実施に関する登録 : 338 施設

非配偶者間人工授精の臨床実施に関する登録 : 22 施設

以上の報告が了承された。

(2) 委員会開催

4 月 23 日に臨時倫理委員会を開催した。

第 5 回 (名古屋市立大学からの申請に対する) 着床前診断に関する小委員会を 5 月 6 日に開催した。

(慶應大学からの申請に対する) 着床前診断に関する小委員会の第 1 回小委員会を 5 月 6 日に、第 2 回小委員会を 5 月 27 日に、第 3 回小委員会を 6 月 7 日に開催した。

「生殖に関する遺伝カウンセリング講習会打ち合わせ」を 4 月 12 日に開催した。

第 1 回倫理委員会を 6 月 18 日に開催した。

以上の報告が了承された。

(3) 大谷徹郎元会員から提出された「着床前診断に関する臨床研究施設認可申請書」を返却(不受理)した。[資料：倫理1]

(4) 本会に無申請で着床前診断を実施した大谷徹郎元会員が所属する大谷産婦人科において、大谷典子医師が関与したかの兵庫県連絡委員への照会と、その回答について、田中委員長より資料に基づいて説明があった。[資料：倫理2、3]

藤井会長より、当該施設の今後の施設認定について意見が求められ、和氣理事より「大谷典子医師が関与していないとの客観的な証明がないと認定は難しいのではないか」との発言があった。これについて、藤井会長より「施設認定を再度申請していただき審査することになる」との発言があり、田中委員長より「再申請の内容を見て判断したい」との見解が示され、了承された。

(5) 死亡した夫の凍結保存精子を用いた体外受精 - 胚移植を実施した医師に対する対応について。[資料：倫理4~6]

死亡した夫の凍結保存精子を用いた体外受精 - 胚移植の実施に関して事実関係を調査した結果につき、田中委員長より資料を用いて説明された。また、本件について倫理委員会で協議の結果、本会の会員である実施医師に対して厳重注意処分を行うことが妥当と判断されたことが報告された。当該会員の所属する県地方連絡委員より、直接面談の上、厳重注意を行っていただくことを考慮している。この件について藤井会長より意見が求められ、嘉村理事より「患者本人が別人の精子を持ってきた場合はどうなのか」との質問があったが、藤井会長より「それは問題となっている」との認識が示された。この点に関して、和氣理事より「医師の責任はどこまで問われるのか」との質問があり、藤井会長より、麻生委員会で検討していただきたい旨の発言があった。また、武谷理事より「この厳重注意については、医師の個人名を公表するのか」との質問があり、落合理事より「個人名や施設名を公表することにはあまり意味はなく、どのような内容で処分されたかが重要である」との発言があり了承された。なお、本件に関しては、個人名ならびに施設名を公開する議事録においては伏せることとなった。その他の意見はなく、本件は了承された。

(6) 現在、代議員に対して本会会告の見直しについての意見を求めている。[資料：倫理7]

(7) 会告「胚提供による生殖補助医療に関する見解」が第56回総会(4月10日)において承認され、機関誌56巻5号に掲載された。[資料：倫理8]

(8) 会告集「倫理的に注意すべき見解」が第56回総会(4月10日)において承認された。

[資料：倫理9]

(9) 米国において骨髄提供のための着床前診断による選別出産に関する報道がなされた。

[資料：倫理 10]

(10) 「公開シンポジウム - 着床前診断をめぐって」が 6 月 14 日に開催された。

[資料：倫理 11]

(11) 日本筋ジストロフィ - 協会全国大会 (5 月 16 日) に高桑幹事が出席した。

[資料：倫理 12]

(12) 登録・調査小委員会と生殖内分泌委員会の ART 実施成績集計の一元化について、**佐藤理事**より「プロトコルが概ね完成した段階である」との、また、**深谷生殖内分泌委員長**より「検討内容を報告した段階である」との発言があり、前向きに検討中であることが了承された。

(13) 名古屋市立大学から申請された「着床前診断に関する臨床研究・施設認可」について

[資料：倫理 13~19]

(14) 慶應義塾大学から申請された「着床前診断に関する臨床研究・施設認可」について

(13) ならびに (14) について、**田中委員長**より、6 月 18 日の倫理委員会に、着床前診断に関する小委員会（名古屋市立大学からの申請に対する）ならびに着床前診断に関する小委員会（慶應大学からの申請に対する）の答申がなされたことが報告された。また、**藤井会長**より「倫理委員会に小委員会からの答申がなされたが、6 月 14 日の「公開シンポジウム」を開催した段階で問題の重大性を認識したので、第 1 回の倫理委員会に筋ジス協会の理事長などに参加していただくなど、関係各団体からの意見をいただき、この問題を討議していきたいと考えていた。倫理委員会に小委員会から答申が行われた時点で、倫理委員会で何らの討議も行われていないうちに小委員会の答申内容がマスコミに報道された。その結果、「公開シンポジウム」をあたかも形骸的に行ったような誤解を受けかねない状況となってしまっている。情報がリ - クしたことならびに誤解を受けかねない状況となってしまっていることについて大変遺憾に思っている。今後、さらに意見の聴取を行って方針を決定したいと考えている。なお、本日は、小委員会の答申を理事の先生方に審議していただいて今後の方針を決定したいと考えている」との補足説明があった。**田中委員長**より、今後、7 月 2 日ならびに 7 月 13 日に公開倫理委員会を開催して審議する方針が説明された。

**藤井会長**より「公開倫理委員会は、小委員会答申を公表し、倫理委員会の審議内容を諸関係団体ならびにマスコミに公表する、また、申請当事者が説明する義務を果たす、ことを目的としたものである」とことが説明され、これらの方針について意見が求められた。

**大濱理事**より「着床前診断そのものに倫理的な問題があることはいうまでもないが、倫理審議会から一定の基準のもとで着床前診断の実施は認められる、との報告が行われた。それを受けて、小委員会としては、学会が示した基準に従って審議を進めた。その中で、インフォ - ムドコンセントの取り方、施設内倫理委員会、検査の精度、等に関しては小委員会委

員間で共通の認識が得られた。しかしながら、重篤な遺伝性疾患の「重篤」の定義についてはコンセンサスを得るのは難しく、患者、家族の立場、個人の立場、社会、時代によって変化するものである。しかしながら、その中で一定の基準を設定する必要があるので、小委員会の中では、「成人に達する以前に日常生活を強く損なう症状が発現したり生存が危ぶまれる」状態を現時点での「重篤」と定義し、今回の 2 例の申請例についての審査を進めた」と報告された。

**武谷理事**より「本日の議論は、小委員会の答申の内容を審議するのではなく、今後の手続きを決定するものである」との確認が求められ、**藤井会長**より確認された。

**丸尾副会長**より「諸団体より社会的論議を尊重する姿勢が見られないとの批判が多いので、これに対して、公開倫理委員会を開催することは意義がある」との意見が述べられた。

**麻生理事**より「なぜ情報がリ - クしたのか、その責任を追及すべきである」との意見が、また、**佐藤理事**より「情報はできるだけ早く公開することも一つの考え方である。なお、今回の件については当該マスコミに抗議を行った」との意見が述べられた。これに対して、**藤井会長**より「リ - クした者には深く反省を求める、また、情報のできるだけ早い公開は次のステップとして考えたい」との発言があった。これに関して、**藤本監事**より「情報のできるだけ早い公開に賛成である」との意見が述べられた。なお、**和氣理事**より「『重篤』定義の社会的理解のためにも公開の場で審議を深めていただきたい」との意見があり、**藤井会長**より「先の公開シンポジウムの際には、重篤についての議論が深められなかったので、諸団体の方からさらに意見をいただきたいと考え、公開倫理委員会を開催することとした」との説明があった。

**大濱理事**より「着床前診断のみならず出生前診断に反対する人たちの条件は極めて厳しい、一方、推進派はなぜ認めないのかと批判している。したがってどこかで決断しないといけない」との意見があり、それに対して、**藤井会長**より「どこかで決断しなければならぬが、難しい過程を経て難しい結論を導き出していることを示したい」

**佐藤理事**より「会長の意見に賛成であるが、公開倫理委員会は 2 回でよいのか、1 ヶ月でよいのか、その妥当性を考えておく必要がある。また、待っている患者がいることに十分留意する必要がある」との意見があり、これに対して、**藤井会長**より「2 回でよいかどうか不明であるが、もし 2 回でよいと判断された場合には、7 月 23 日に臨時理事会を開催して決定したい」との発言があった。

**麻生理事**より「情報公開についての考え方について」の質問があり、これに対して、**藤井会長**より「情報公開を、まず、小委員会答申をプライバシー - にかかわる部分を伏して本日公開する、続いて、小委員会の審議内容を公開する、さらに、公開倫理委員会において申請当事者が説明義務を果たす、という順で行い、公開性を確保したい」との発言があった。なお、**藤井会長**ならびに**田中委員長**より「学会では会告に沿った指針を示すが、それ以降は実施当事者の責任である」との見解が示された。

**木下理事**より「何もかも公開すればよいというものでもないが、公開倫理委員会というプロセスは重要である」との意見があった。これに対して、**藤井会長**より「重篤の定義に関して、名古屋市立大学の審議は終わりなのか、という問題も残る。できるだけ公開性を高

めるといふプロセスをとらないと重大な決断はできない」との発言があった。

**和氣理事**より「着床前診断や出生前診断についての情報を患者団体に提供すべきである」との意見が述べられた。

**武谷理事**より「小委員会の答申は最終的なものと考えてよいか」と再度確認され、確認された。

**藤井会長**より、会員向けのホ - ムペ - ジに掲載されている小委員会の審議内容を一般に公開することについて意見が求められ、**落合理事**より「一般公開することに問題ないのではないか」、また、**大濱理事**より「公開することに問題はない」との意見が述べられた。**星理事**より「小委員会から倫理委員会を経て理事会で議論されるという、決定のプロセスについても公開すべきである」との意見があり、**佐藤理事**から、その流れについてはインターネットの一般向けのペ - ジに説明を掲載した旨発言があった。以上の協議の結果、小委員会の審議内容を一般に公開することが了承された。

**木下理事**より「今後、倫理委員会の審議内容をすべて公開するのか」との質問があり、**藤井会長**より「まず、本件に関して公開するということである。今後公開性が求められるであろう」との意見が述べられた。また、**木下理事**より、小委員会の答申の扱いについての質問があり、これに対して、**田中委員長**より、小委員会の答申の内容について修正する可能性が述べられた。

### 3) 庶務 (落合和徳理事)

[ .本会関係]

#### (1) 会員の動向

みなぐちひろし  
水口弘司名誉会員 (第48回日本産科婦人科学会会長) が4月28日に逝去された。

会長名の弔電、香典、生花を手配するとともに、本会を代表し武谷雄二常務理事がお別れの会 (5月1日) に参列した。

すのうちしょうぞう  
須之内省三功労会員 (愛知) が5月29日に逝去されたので、会長名の弔電、生花を手配した。

藤井会長の発声で、全員が起立し、黙禱を捧げた。

#### (2) 本会役員等の連絡先一覧について

本会役員等の連絡先一覧を更新した。[資料：庶務1]

#### (3) 大谷徹郎会員の除名手続きについて

第56回総会の決議を受け、4月10日付にて大谷会員宛に除名の通知を送付した。

併せて兵庫地方部会長宛に大谷会員除名の旨を通知した。[資料：庶務2-1、2-2]

また、兵庫地方部会は理事会を開催し、4月20日付で大谷徹郎会員を除名した。

大谷徹郎元会員等が本会を提訴との動きを受け、文部科学省学術研究助成課より大谷徹郎

元会員除名の経緯に関する説明資料の提供依頼があった（5月17日）。

第56回総会前に代議員宛に送付した第9議案（大谷徹郎会員除名の件）に関わる資料一式を報告とした（5月19日）。

さらに大谷徹郎元会員等の代理人である遠藤直哉弁護士が本会を提訴（5月26日）した直後、文部科学省、厚生労働省に陳情書提出との動きを受けて同省学術研究助成課より、大谷徹郎元会員への弁明手続き、総会の審議等に関わる本会の除名手続きにつき詳細な説明が求められた。

（4）大谷徹郎元会員、根津八紘会員等が着床前診断の権利訴訟で5月26日、東京地裁に本会及び佐藤和雄元会長、野澤志朗前会長、藤井信吾会長、田中憲一倫理委員長を提訴した。

本日現在、本会に訴状は届けられていない。[資料：庶務2-3、2-4]

この点に関して、**平岩弁護士**より「なぜ訴状が届けられないのか裁判所に照会したところ、裁判所の方から原告側に訴状に関して何らかの補正を求めているらしい」との報告があった。

（5）（4）の訴訟に係わる本会及び佐藤和雄、野澤志朗、藤井信吾、田中憲一各氏の代理人として本会平岩敬一顧問弁護士に依頼したい。

この件に関して、藤井会長より上記の通り提案があり、承認された。

（6）特許法第30条等に基づく学術団体に関する指定手続きについて[資料：庶務3]

6月3日、某大学の知的財団本部より「第56回学術講演会で発表した本大学の先生の研究について特許庁に申請するに当たり調べたところ、貴学会は特許庁に指定されていないので当該研究が特許庁に受理されない。善処願いたい」との指摘があった。

指摘通り、本会は特許庁に団体指定の手続きを行っていなかったが、会員の知的財産保護のニーズの高まりを受け、早急に特許庁に指定学術団体としての手続きに入ることとした。

特許庁に問い合わせたところ、申請してから許可まで約1ヵ月かかるということである。また、本会が指定の学術団体として許可された以降の研究発表は特許申請の権利はあるが、上記のような既発表の研究については、遡及して特許庁に受理されることはないとのことである。

(注)特許法上、特許出願前に公然知られた発明は新規性がないため特許を得ることができない(法第29条)。しかし、例外として指定学術団体が開催する研究集会において文書をもって発表したものについては、発表者が発表後6ヵ月以内に特許出願すれば新規性喪失の例外適用となる。

（7）野澤志朗理事（前会長）の常務理事会への出席依頼について

前会長野澤志朗理事には平成16年度の常務理事会への出席をお願いし、大所高所からのアドバイスをいただくこととした。

[ .官庁関係]

## (1) 厚生労働省

厚生労働省医薬食品局安全対策課長より「陣痛促進剤の使用に関するガイドライン作成について（依頼）」の書面を受領した（4月12日）。[資料：庶務4]

第1回常務理事会での審議を踏まえ、学術企画委員会から周産期委員会に委員会案の検討、作成を依頼した。[学術より報告]

厚生労働省健康局結核感染症課長より会員に周知するようにと、「先天性風しん症候群の発症防止について」の書面を受領した（4月12日）。[資料：庶務5]

については本会のホームページ及び機関誌に掲載し、会員への周知を図った。

厚生労働省老健局老人保健課長より「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の一部改正に伴う子宮体部の細胞診実施に関わるガイドラインの策定依頼の書面を受領した（4月22日）。[資料：庶務6]

第1回常務理事会での審議を踏まえ、学術企画委員会から婦人科腫瘍委員会に検討、作成を依頼した。[学術より報告]

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長より本会会長宛の「B型肝炎母子感染防止対策の周知徹底について」の依頼の書面を受領した（4月30日）。[資料：庶務7]

については本会のホームページ及び機関誌に掲載し、会員への周知徹底を図った。

厚生労働省医薬食品局審査管理課長からの「ブレオマイシン、エトボシド、シスプラチンの胚細胞腫瘍に関する効能追加に伴う適正使用の推進について」の書面を受領した（5月13日）。[資料：庶務8]

効能追加を認める方向で作業を進めているが、副作用があり、がん化学療法に十分な経験をもつ医師のもとで使用する等、注意事項等の周知徹底を図るようにとの依頼である。については本会のホームページ及び機関誌に掲載し、会員への周知徹底を図った。

「健やか親子21推進協議会・課題2」の第10回幹事会が5月28日に開催され、本会から久保春海委員が参加した。

厚生労働省科研費補助事業「小児科産科若手医師の確保・育成に関する研究」から第2回シンポジウム7月12日（月）“周産期医療発展のための問題点～若手産科小児科医師確保に向けての対策～”の開催案内を受領した（6月10日）。[資料：庶務9]

## (2) 内閣府

内閣府ライフサイエンス担当者から、本会の会告「ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する見解」に基づいて登録された研究について、研究の題目、研究目的、研究材料まで含めた本会の最新データを提出するよう依頼があった。本会は以前依頼があった際と同様に、研究題目のみの一覧表を送付したところ、生命倫理専門調査会委員より全項目の開示につき要請があったため、5月20日の委員会に資料として配布するので同データを至急提出するようにとの強い要請であった（5月18日）。なお、本会が提供する同データは、同省ホームページでの開示を前提とするとのことである。

本件は、至急の依頼を踏まえ、会長、倫理委員長、倫理委員会登録・調査小委員長、幹事長等で協議の結果、同調査会にデータを提供した（5月19日）。

同調査委員会に阪埜浩司幹事が陪席した。[資料：庶務 10-1～4]

### (3) 各自治体

3月31日付の厚生労働省から都道府県知事、指定都市市長、中核市市長宛の「不妊治療費助成事業の実施について」の通達以降、各自治体から本会の登録施設の照会が相次いでおり、照会があり次第、本会に対応している。

#### [ .関連団体]

#### (1) 日本産婦人科医会

同医会より「医療事故・過誤防止事業」に対する協力依頼の書面を受領した(5月13日)。

[資料：庶務 11]

5月24日に平成16年度第1回学会・医会ワーキンググループ(通算18回)を開催した。

7月5日に第2回学会・医会ワーキンググループ(通算19回)を開催する予定である。なお、医会との共同発送に関して、今年度から郵政公社に変わったことで料金サービスが向上し、さらに約800万円の削減効果が見込まれる。

#### (2) 日本医学会

4月10日の臨時理事会での協議を踏まえ、本会からの平成16・17年度日本医学会評議員に田中憲一副会長、同連絡委員に落合和徳理事、同医学用語委員に吉川裕之教育・用語委員会委員長、同医学用語代委員に岩下光利教育・用語委員会副委員長を推薦した。

#### (3) 日本学術会議

青野敏博日本学術会議第19期会員から、日本学術会議法の一部を改正する法律の施行(平成16年4月14日)に伴う、同会議の改革についての資料を受領した(4月27日)。

[資料：庶務 12]

#### (4) 日本内科学会・日本外科学会・日本病理学会・日本法医学会

4学会が「診療行為に関連した患者死亡の届出について～中立的専門機関の創設に向けて～」の共同声明を発表した書面とともに、本会にこの主旨に賛同するか、しないかのアンケートの依頼があった。5月末日までの回答依頼であったので、「その主旨については、会議等において賛同の方向で検討する」との回答を行った。なお、4学会は本会をはじめとする主委員会がこの声明に正式に参画することを要望している。[資料：庶務 13]

本件に関して、**藤井会長**より「患者が死亡したときすぐ警察という前に連絡するための中立的機関を設置することが提案されている」旨の解説があり、**落合理事**より「運営企画委員会でも賛同する方針となった」ことが報告された。**稲葉理事**より「治療の結果死亡された場合、過誤があったかどうかを判断して、24時間以内に異状死として届けるのは現実には難しい。担当医が異状死と判断できなかった場合、届け出が遅れたことでマスコミに隠蔽

と騒がれたりする恐れもある。他の大学ではきちんと対処できているのか」との質問がなされた。**藤井会長**より「病院長に 24 時間以内に届いたとしても厳密な運用がなされているかは施設により異なる可能性がある」と発言があり、**落合理事**から「異状死と判断する基準がない」こと、**石塚理事**からは「法医学会と外科学会でも解釈が違う」ことが指摘された。**藤井会長**より「そういう意味でも本件に賛同したい」との意向が示され、本件は承認された。

(5) 日本婦人科腫瘍学会

同学会から「コルポスコピー改定案」が示された。[資料：庶務 14]

第 1 回常務理事会での審議を踏まえ、学術企画委員会から婦人科腫瘍委員会に検討を依頼した。[学術より報告]

日本婦人科腫瘍学会ガイドライン作成委員会 宇田川康博委員長より、本会宛に「卵巣がん治療ガイドライン案」が送付されてきた(5月27日)

同ガイドライン案につき本会の早急な検討の依頼があった。[資料：庶務 15]

上記 2 案に関して、なるべく早く検討することが確認された。

(6) 8 学会合同禁煙ガイドライン作成委員会

8 学会合同禁煙ガイドライン作成委員会における本会に関わるガイドライン案につき木下勝之理事より情報提供があった。[資料：庶務 16]

(7) 日本周産期・新生児医学会

藤井会長へ 7 月 11 日の日本周産期・新生児医学会記念式典に出席の依頼があった。藤井会長が出席予定である。[資料：庶務 17]

[ .その他]

(1) 本会編「子宮内膜症取扱い規約第 2 部診断・治療編」の発刊の契約について

金原出版より同規約第 2 部を発刊するにつき契約書を締結したいとの申し入れがあった。交渉の結果、同規約第 1 部の印税は 8%であったが、第 2 部の印税は 10%となる。

**植木理事**より、掲載予定写真の転載許可の受諾に関して質問があり、**深谷委員長**より、「出版会社と早急に調整する」ことが示された。

(2) 不妊治療につき 14 施設が「日本生殖補助医療標準化機関 (JISART)」を設置し、不妊治療施設の自主基準を公表したとの報道があった。

なお、同機関は不妊治療施設への調整を実施し、基準が達成された施設を認定することを目指している。[資料：庶務 18]

(3) 第 24 回医療情報学連合大会への協賛について

第 24 回医療情報学連合大会 (大会長 名古屋大 山内一信) から本会へ、同大会への協賛

依頼があった(6月21日)。

例年同大会へは協賛しており、また財政的負担もないことから今回も協賛を応諾することが承認された。

#### 4) 会 計 (岡村州博理事)

##### (1) 地方部会宛通知

各地方部会宛に、1.平成16年度会費、2.過年度会費滞納者への機関誌発送停止と滞納会費納入依頼、3.会費の送金方法、4.入退会の取扱い、5.住所移動などの連絡、6.物故会員への弔電、などについて5月11日に通知した。

2年以上会費滞納会員に対する納入の督促と除名の取扱いについての照会を5月25日に通知した。また、会費滞納会員にも6月8日に督促した。

##### (2) 平成15年度決算監査と会計担当理事会について [資料:会計1]

平成16年6月11日の会計担当理事会において、平成15年度決算の審議及び監査が行われた。

岡村理事より平成15年度決算につき説明があり、その後、荒木監事より監査結果の報告があった。特段の質問もなく、本件は承認された。

#### 5) 学 術 (和氣徳夫理事)

##### (1) 第56回総会ならびに学術講演会について

第56回学術講演会は平成16年4月10日~13日、ホテルグランパシフィックメリディアン及びホテル日航東京で開催された。参加者は5,135名(会員4,684名、会員外328名、IS参加外国人123名)であった。[資料:学術1、2]

##### (2) 会議開催

第3回一般演題応募処理システム検討小委員会を4月9日に開催した。

第56回学術講演会シンポジウム事後評価委員会並びに学術集会事後評価委員会を6月9日に開催した。[資料:学術12]

第1回IS委員会を6月24日に開催した。

第1回学術担当理事会、第1回学術企画委員会を6月25日に開催した。

上記事項に関連して、和氣理事より「高得点演題のクオリティコントロールができていない。ISについては、その将来を考える会を開催し、今秋をめどに結論を出す。一般演題応募処理のため増員レフリーを1施設あたり2名で調整中である」ことが報告された。石丸理事より「高得点演題を辞退するのは信じられない」との発言があり、和氣理事より「辞退する方もいるし、演者が質問に答えないケースもあった」ことが補足された。レフリーの増員については承認された。

(3) 第 57 回総会ならびに学術講演会について[資料：学術 3～6]

後刻の報告並びに協議となった。

(4) 演題分類コード案について[資料：学術 7]

**石丸理事**より「手術の分類がコード 2 にない」ことが指摘された。**和氣理事**より「手術はそれ以外の分類に振り分けることができる」との説明があり、「また、多施設研究という分類コードは残る」ことが追加された。また、**本庄理事**より「コード 1 の女性医学は思春期や更年期を含むものとしても言葉の意味が広すぎないか」という質問が出された。**和氣理事**より「いままでは、その他と分類されていたところで、なかなかよい表現がないので、今年度は女性医学でお認めいただきたい」との発言があった。**星理事**より「いつもその他となるのは遺憾。適当な表現で統一する必要がある」との指摘があり、編集が主導して用語を決めることを含めて承認された。

(5) 第 57 回学術講演会一般演題応募要綱について[資料：学術 8、9]

特段の意見も出ず、本件は承認された。

(6) 総会会場固定化準備委員会の提示案につき、各役員から頂いた意見を盛り込んだ修正案を 5 月 31 日に各役員に送付した。 [資料：学術 10]

本件も承認された。

(7) 平成 16 年度「日本医師会医学賞」「神澤賞」「上原賞」候補者の推薦結果について

[資料：学術 11]

今年度は推薦せず。

(8) 第 9 回日韓ジョイントカンファレンスの準備依頼について

第 9 回日韓ジョイントカンファレンス(2005.10.1 於ソウル)につき、本会の中野仁雄コーディネーターから準備依頼の書面を受領した(5月17日)。

(9) 平成 16 年度第 1 回常務理事会の審議を踏まえ「陣痛促進剤の使用に関するガイドライン」の作成を周産期委員会に、「子宮体がん検診の実施等に係るガイドライン」の作成と「日本婦人科腫瘍学会『コルポスコピー所見改定案』『卵巣がん治療ガイドライン案』」の検討を婦人科腫瘍委員会に依頼した。

**植木理事**より、子宮体がん検診のガイドライン作成の具体的な予定について質問があり、**和氣理事**より「金澤先生、蔵本先生のほか、関連他学会に委員の推薦を依頼する予定である。また、日本婦人科腫瘍学会からの依頼に関しては、常務理事会承認で進めていきたい」との意向が示され、これを承認した。

## 6) 編集 (星和彦理事)

### (1) 会議開催

編集会議を5月14日に開催した。

機関誌の編集会議を6月11日に開催した。

JOGRの編集会議を4月16日及び6月14日に開催した。

第1回編集担当理事会を6月25日に開催した。

(2) 3月16日付で有限責任中間法人学術著作権協会と「管理委託契約」を締結した。

(3) 『産婦人科のための必修知識』ならびに『機関誌』に掲載を予定している『日本産科婦人科学会専門医制度卒後研修目標(案)』(現在専門医制度委員会で改定中)を3色刷りにすることを企画しており、予算をつけたい。

**武谷理事**より「3色刷りでは不足かも知れない」という発言を受けて、**星理事**より「3~5年目の目標を黒字としたが、一般表記の黒と紛らわしいため、4色刷りも視野に入れている。およそ900頁で8月をめどに進行している」との補足があった。**石塚理事**より「このボリュームすべてを一般病院で学ばせるのは困難ではないか。産婦人科志望者と一般ローターとで分ける必要はないか」との質問があり、**武谷理事**より「これはコアカリキュラムを申請したときに厚労省に提出したものに準拠しており、あくまでスタンダードを示したものである。運用面はまた別と理解してほしい」と回答があった。**星理事**より「学会で展示する予定である。各地方部会でも販売促進をお願いしたい。また、要望に応じて書店でも販売する方向で検討中である」ことが追加され、本件は承認された。

## 7) 社 保 (植木 實理事)

### (1) 会議開催

日本産婦人科医会第1回社会保険委員会を5月22日に開催した。次回は8月8日に開催する。

日本産婦人科医会第34回全国支部社会保険担当者連絡会を5月23日に開催した。

第1回社会保険学術委員会を6月26日に開催する。

(2) プレオマイシン適応拡大について[資料：社保1]

(3) 日医治験促進センターからの生殖・内分泌関連の適応拡大候補薬剤について[資料：社保2]

(4) 外保連活動への対応について[資料：社保3]

**植木理事**より「外保連では手術、処置、検査の各委員会で診療報酬要望試案本の大幅で難しい改定作業が始まっている。その際、外保連に産婦人科手術学会や産科婦人科内視鏡学

会からのメンバーがいないという問題がある。また、今回医療技術の評価に関する調査を行わなければならないが、例えば各大学から若い力を供出してもらうようなことをしなければ困難である」との指摘があり、**藤井会長**より「調査のための委員会を増やすのでは予算が必要となる。なんとか協力をお願いするという形で調査を行ってもらいたい」との依頼があった。**嘉村理事**より「複数の抗ガン剤の併用で、保険が承認されていないものが含まれる場合、保険は通るか」との質問があり、**植木理事**より「今回適応が拡大したブレオマイシンなどは理由書付許可或いは黙認されていた経緯がある。重要であればレセプトに詳細に書けば通るのではないか」との回答があった。

## 8) 専門医制度 (武谷雄二理事)

### (1) 会議開催

第1回中央専門医制度委員会を5月15日に開催した。

第2回中央専門医制度委員会、全国地方委員会委員長会議を7月4日に開催する予定である。

### (2) 第56回学術講演会生涯研修出席証明シール配布数 (カッコ内は第55回学術講演会)

1日目: 2,208枚 (1,538枚) 2日目以降: 3,449枚 (2,797枚) 合計 5,657枚 (4,335枚)

### (3) 専門医認定二次審査

面接試験担当者及び試験実行委員に面接試験担当の依頼状を送付した。(4月23日)

筆記試験問題選定委員会: 第1回委員会を4月30日、第2回委員会を5月21日、第3回委員会を6月19日に開催した。

### (4) 感染症専門医制度規則・施行細則

日本感染症学会より感染症専門医制度規則及び施行細則を受領した(4月26日)

[資料: 専門医制度 1]

### (5) 中間法人日本専門医認定制機構第3回社員総会の開催

中間法人日本専門医認定制機構第3回社員総会が5月25日に開催された。

### (6) 「日本産科婦人科学会専門医制度卒業研修目標」について[資料: 専門医制度 2]

**武谷理事**より「マイナーチェンジはあっても根幹は変わらない。」との追加があった。

### (7) 今年度の専門医試験要項[資料: 専門医制度 3]

理事会内委員会報告並びに関連協議事項

## 1) 学会のあり方検討委員会 (藤井信吾委員長)

(1) 会議開催

学会のあり方検討委員会：第1回委員会を5月14日、第2回委員会を6月11日に開催した。

(2) 学会のあり方検討委員会答申書 平成15年度活動内容について を作成した。

[資料：学会のあり方検討委員会]

(3) 学会のあり方検討委員会への厚生労働省母子保健課にオブザーバーとして出席を打診したところ、6月11日の委員会にオブザーバーとして同課谷口課長の出席があった。

(4) 学会のあり方検討委員会で行った「産婦人科医における医師充足度に関する実態調査」の分析結果と、関連報道について[資料：学会のあり方検討委員会1]

藤井会長より「本日の記者会見で解析データをマスコミに公表したいと考えている」との発言があり、木下理事より「どういう視点で公表するのか明らかにしてほしい」との要望が出された。これに対し藤井会長は「産婦人科の医師不足についてサポータティブな記事を書いてもらえるよう説明しようと思う」との意向が示され、承認された。

(5) 藤井会長より「学会内に財団を設立することを検討している」ことが報告された。

2) 広報委員会 (佐藤章委員長)

(1) パスワード登録率

パスワード取得者は6599人、登録率は41.6%に達した。

(2) 会議開催

5月28日に第1回広報委員会・情報処理小委員会を合同開催した。

(3) 4月10日(土)に本会主催公開講座を開催した。358名が参加し、一般市民129名のe-mailアドレスを入手できたので、webを用いたアンケートを実施した。さらに今後の広報活動に繋げる予定である。[資料：広報1]

(4) 平成15年度地方部会担当公開講座実績(25地方部会)及び平成16年度地方部会担当公開講座予定(30地方部会)[資料：広報2]

(5) NHK 奈良放送局からの会長インタビューの依頼について

奈良・大阪放送局にて産婦人科医師不足について会長へのインタビューが放送された。

(6) 登録業務一元化に向けての中間報告[資料：広報3]

佐藤委員長より「腫瘍委員会は web 入力画面について現在 UMIN とコンタクト中であり、生殖内分泌委員会と倫理委員会の間で ART 登録の内容につき調整中である」ことが報告された。

#### (7) 取材申し込みへの対応について

NHK「クローズアップ現代」から不妊治療に関する取材申し入れがあった。

藤井会長より「本件は電話での対応の段階で取材取り消しとなった」ことが報告された。

朝日新聞生活部より中絶胎児の処置についての取材申し入れがあった。[資料：広報 4]

清川議長より「医会の会員はほとんどが母体保護法指定医師であり、本件の内容は法律的に微妙な部分がある」との指摘があり、松岡副議長より「どこかの都道府県から厚労省に法解釈の問い合わせがあったようだ。患者によっては供養のため持ち帰りたいと希望されるケースもあり、胞衣の処置については法律と社会通念上、問題のないように取り扱っている」との説明があった。藤井会長より「そういうこと以外のものを持っていることが危惧される」との意見が出され、清川議長より「母体保護法は議員立法でできたものであり、細かい規定はない。慎重に対処されることを望む」との発言があった。松岡副議長より「この依頼は医会が対処すべき問題だと思う」との意見が出され、木下理事からも「医会にお願いするのが筋ではないか」との指摘があった。清川議長から「大学でのトロホプラスト等の使用は倫理委員会を通しているか」との確認が出され、藤井会長より「いまはすべて通している」旨の回答があり、本件については医会で検討されることで了承を得た。落合理事より「国が専門委員会を検討を始めていることを考えれば、法を守っているというだけではすまされない。委員を送り込むことも考えるべき」との意見も出された。

#### (8) 第 57 回日本産科婦人科学会主催市民公開講座概要[資料：広報 5]

刈谷幹事より、資料に基づき説明があった。

### 3) 第 20 回 AOCOG 組織委員会（武谷雄二委員長）

とくになし

### 4) 生殖評価機構検討委員会（麻生武志理事）

同委員会の委員長及び委員候補者について[資料：生殖評価機構 1]

なお、第 1 回の同委員会を 6 月 26 日に開催する。

麻生理事より「ART の実態を把握し、あり方を提言するための準備検討委員会として立ち上げるつもりである」との抱負が述べられ、藤井会長より「できれば最終的には外部にできればよいと考えている」旨が補足された。荒木監事より「この委員会は生殖補助医療に限るものか」との質問があり、藤井会長は「生殖医療全体にも目を向けたい」との回答があった。これを受けて荒木監事より「問題が大きすぎないか。国がやるべきことではな

いか」との指摘があったが、**藤井会長**より「厚労省の谷口課長からも、今まで国でもできなかったことであり、財団として動き出すならそれがベストとの回答を得ている。公的な機関を目指している」との説明があり、**荒木監事**より「是非公的な性格を帯びた機構をつくってもらいたい」との要望が述べられ、本件は承認された。

## ・ 協議事項

### 1. 第 57 回総会並びに学術集会について

刈谷幹事より、資料を用いて、学会プログラム、Open Announcement、Call for papers、等が説明された。**藤井会長**より、「International Symposium にも日本人の演者に入っただきたい。」旨の発言があったが、**和氣理事**より「それについては、学術集会長の決定事項である。」との見解が示された。

### 2. 運営企画委員会の答申について

#### 1) 運営企画委員会内委員会における平成 16 年度の協議方針について

##### 鑑定人推薦委員会

**落合理事**より「平成 15 年度には 12 件の推薦依頼があり、そのうち 1 件は脳外科の医師が相応しいという回答をしたが、その他については第 1～第 4 候補者に引き受けていただいた」ことが報告された。

**木下理事**より「鑑定人が書いた結果がどうなったかについての情報がフィードバックされていないのではないか。東京では 3 人の鑑定人による医学的評価を裁判官がひっくり返した事例がある。鑑定結果をどう評価されたか、依頼した学会としても少なくとも鑑定人には連絡がほしい」との要望が出された。**落合理事**より「もともとは最高裁からの依頼だが、そちらと学会からの 2 方向で検討する」ことが述べられ、**藤井会長**も「ふつうには来ないので、要求はする」ということが了承された。**荒木監事**から「鑑定人の保護についてはどうなっているのか。東京地裁から鑑定を依頼された事例で、不利な判決を受けたのは鑑定結果のためだと鑑定人を訴え、マスコミに公表するというようなことを言っているケースがある」との発言があり、**平岩弁護士**によれば「鑑定というものは訴訟の一部分に過ぎない。鑑定だけですべてが決まるわけではなく、別の事由で判決が決められることはあり得る」との説明があった。**木下理事**より「先のケースは鑑定結果こそが争点だった。はたして結果がミゼラブルであっても裁判官はフェアでいられるのか」との質問が出、**平岩弁護士**から「そのために三審制度がある。判決に不服があれば上訴できる」ことが指摘された。**藤井会長**より「地裁からの鑑定であれば、本来原告も被告も鑑定人については合意したはずであり、鑑定結果で鑑定人が訴えられるようなことがあれば制度そのものが崩壊してしまう」との発言があった

##### 専門委員会の機構改革検討委員会

**落合理事**より「専門委員会としては本来周産期・腫瘍・生殖内分泌の 3 委員会が相応しい。社保ならびに教育の両委員会はこの範疇から出すことで検討することにした。また、専

門委員会の活動に関して、会員が自ら研究したい内容を公募することにしたい。タイムスケジュールを考えると、7月初旬公募開始、専門委員会運営会議で選定し、評価委員会でピアレビューすることになる」との説明があり、これを了承した。

#### 会員カード導入検討委員会

**落合理事**より「導入に当たり、適当なカード形態がなくペンディングになっていたが、ソニーファイナンスが発行するエディカードという電子マネーとしての機能を持つ非接触型の IC カードであれば、負担が少なく導入できる可能性がある。従来のクレジットカードでは使った記録は本人でもわからないが、このカードであれば今ならカードリーダーも無償で配布されることになっており、研修の記録や点数も調べることができる。2万人規模の他学会も導入を進めている」とことが報告された。これを受けて**佐藤理事**より「希望者を募り、開始して良いか。それとも試行するか」との問いかけがあった。**清川議長**より「日本医師会の研修記録との関係はどうか」という質問があり、**藤井会長**より「医師会がわれわれと別のものを取り入れたらそれは仕方がないだろう。いずれそういう時代であり、進める方向で考えたい」との意見が述べられた。**武谷理事**より「カードがあった方が会計上も削減効果があるのか」との質問があり、削減効果があることが確認され、本件は承認された。

#### 事務局 IT 化推進委員会

**落合理事**より「本委員会は今後、事務局機能強化推進委員会と改称して事務局移転積立金の有効利用の検討を進めたい」との方針が報告された。**嘉村理事**より「一旦インフラ整備をしても5年くらいで更新が必要と思う。そこまで見込んで考えるべき」との指摘があり、**岡村理事**より「リースを利用するとかも含め今後具体的に考える」とことが確認され、また**藤井会長**より「その辺も委員会の中で考えてほしい」との要望が出され、これを承認した。

### 2) 理事長制導入に関わる諸規則の見直し（学術集会長の選任規定の制定等）

**落合理事**より「新しい学術集会長には会員歴 10 年以上であれば所信表明をして立候補できることとしたい。熱意、業績、学会への貢献が三本柱になろう。具体案は次回理事会に諮る予定である。また、平成 15 年の総会では第 60 回の学術集会長は平成 18 年に選定することで認めていただいたが、大会プログラムを決めること及び大会運営のノウハウを伝承するためにも、来年の平成 17 年に選定したい」との提案があった。**和氣理事**より「実務を考えたも、学術集会長が 4 月に選任され、6 月にプログラム委員会を立ち上げ、すぐにシンポジウム演題を公表し、翌年 2 月に演者を選定するのは無理がある」とことが補足され、本件は承認された。

### 3) 藤井会長の平成 16 年度活動方針のうちの庶務・運営に関わる事項

#### 学会内懲戒規定の制定について

**落合理事**より、本年第 1 回理事会において藤井会長より提案された学会内懲戒規定の制定について、「懲戒規定に関しては平岩弁護士より会告違反にのみ限定すべき、との意見を頂いている。本件については次回の常務理事会に原案を提示し、運営企画委員会の議を経て次回の理事会に提案する」との発言があり、また、**藤井会長**より、「本年度中には成案とし

たい」との発言があり、了承された。

#### 女性健康週間について

**落合理事**より「本年第1回理事会において藤井会長より『産婦人科の日』の制定の提案があったが、運営企画委員会において石塚理事を中心に検討していただいた結果、『女性健康週間』として制定することが望ましいとの結論に達した。その趣旨（『健やかな女性の生涯と次世代のために種々の社会的活動を行う』）期間（3月1日～7日）ならびに活動内容について当日配付資料（案）を上程する」との提案がされた。これについて、**藤井会長**より「日本産科婦人科学会が応援することを明示して、来年度より始めたい」との発言があった。この件について協議が行われ、**木下理事**より「主催はどこか」との質問があり、**藤井会長**より、「日本産科婦人科学会である」との発言があった。**工藤理事**より「公開講座を併せて行う」との意見があり、**藤井会長**より「各地方部会の特色を出しているいろいろなイベントを行っていただきたい。また、予算面でも支援を募る必要がある」との発言があった。**石塚理事**より「全国紙に広告を掲載するような方向でお願いしたい」との発言があった。以上の協議の結果、来年度より「女性健康週間」を制定することが了承された。なお、**木下理事**より「医会の意見はどうか」との意見があり、**藤井会長**より「本日決定した後に医会と話し合う」との発言があった。これについて、**清川議長**より「現在、医会に働き掛けている、との形にしていきたい」との発言があり、了承された。

#### 全国産婦人科の医療統計について

**藤井会長**より、「本年度の第1回理事会において了承された全国産婦人科の医療統計をannual report 的に集めるようなシステムを構築する件については木下理事に検討していただくようお願いした」との発言があった。

#### ACOG との間での若手医師の交流について

**藤井会長**より、「来年の日本産科婦人科学会に ACOG から 10 名の若手医師が参加するが、来年の 5 月のサンフランシスコでの ACOG へ 10 名の日本の若手医師を参加させて交流を図りたい。この 10 名の選抜方法および旅費のサポートについて丸尾副会長に検討していただいている」との発言があった。この件について協議が行われ、**落合理事**より「こうした若手医師の交流は意義がある。IS アワードその他の予算の振り分けも考えられる」との意見があった。また、**本庄理事**より「厚生労働省や諸財団からの援助も検討すべきである」との意見があった。**麻生理事**より「まず、この交換プログラムをオ - ソライズすべき、である」との意見があり、**和氣理事**より「現在、本件についてはあり方検討委員会で丸尾副委員長を中心に検討しているが、その審議を深めるためにも理事会の同意を得たい、というのが藤井会長の真意である」と説明された。**落合理事**より「来年の日本産科婦人科学会への ACOG からの受け入れは会長裁量権で始まったことだが、来年の 5 月の ACOG へ 10 名の日本の若手医師を派遣することは、ACOG 側が積極的であり、これはもはや ACOG と本会の関係である」との指摘があり、**藤井会長**より「正式文書の交換を行うことになるだろう」との説明がなされた。**武谷理事**より「ACOG は日本との間に特別関係を持ちたいということか」との質問があり、**藤井会長**より「ACOG はかなり好意的に提案している」との発言があった。**木下理事**より「ACOG の研修の手法は優れており、自費で行かせてもよ

いくらいである」との意見があり、**藤井会長**より「本来は自費で行くべきである」との発言があった。**丸尾副会長**より「10名の日本の若手医師は、本年度の専門医の合格者から選抜したい、選抜にあたっては英語力も参考にしたい」との発言があった。**本庄理事**より「交流が一方通行にならないように注意が必要である」との意見があった。また、**武谷理事**より「近隣の国との交流にも力を入れるべきである」との意見があった。以上の協議の結果、ACOG との間での交流を開始することが了承された。

産婦人科医の育成基金について

**藤井会長**より「産婦人科医の育成基金について、現在、あり方検討委員会で検討中であり、次回の理事会において何らかの提案ができればよいと希望する」との発言があった。

以上